

中央大学 会計人会 会報

発行所 中央大学会計人会

〒116-0003 東京都荒川区南千住5-25-14

税理士法人 荻野会計事務所内

<http://chudai-kaikeijin.jp>

発行人 会長 荻野弘康



「草のみどりに風薫る」の観桜会（第39回）

恒例の観桜会（4月1日）は東京上野の精養軒に於いて盛大に行われました。今年も駿台会計人倶楽部と中央大学会計人会の共催で開催され、今年では当会が当番幹事となり、第1部で税法の研修会『平成27年度税制改正』を平川忠雄税理士（中央大学会計人会顧問）の講師で行われ、第2部では懇親会が行われました。関係者各位に心より御礼申し上げます。

ご来賓として、中央大学から富岡幸雄名誉教授、大淵博義名誉教授、明治大学からは山本昌弘副学長、明大校友会副会長の斎藤柳光様、東京税理士会から菅納副会長ほか多数のご来賓のご臨席を賜り、盛大に行われましたこと重々御礼申し上げます。

会の締めに近いところ、恒例になりました校歌斉唱がそれぞれの大学から披露され、ひと時青春に戻り、大学時代や公認会計士・税理士試験時代を懐かしんで大いに楽しみました。

副会長 石亀 邦俊



富岡 幸雄先生
(顧問中央大学名誉教授)

お元気に激励のご挨拶！



大淵 博義先生
(顧問中央大学名誉教授)

税理士法改正に伴う会則等の整備

坂田 純一

昨年3月20日、13年ぶりに税理士制度の見直しを含む「所得税法等の一部を改正する法律案」が参議院本会議で可決・成立した。日本税理士会連合会（以下、「日税連」と称する。）は、そのうち改正税理士法に伴う会則・規則等の整備を行ってきたが、本稿はその概要について紙幅の関係もあり若干であるが触れる。

これまでも税理士法が改正されれば、それに準拠する形で日税連はもとより税理士会の会則等諸規則の整備が行われてきた。今回の整備についての特徴としては、法改正に伴う会則等の整備だけでなく、それ以外の、つまり改正できなかった部分については税理士会としての自律規範として整備する必要が提唱され研修規則等諸規則の整備も行われた。したがって、このことに関連する作業や承認も2段階となったことである（平成26年10月、平成27年4月、それぞれ日税連臨時総会）。

日税連は税理士法第49条の13に基づき設立されているが、その目的は「税理士及び税理士法人の使命及び職責にかんがみ、税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録に関する事務を行うこと（同第2項）。」とされており、もともと税理士会を指導、連絡及び監督する税理士法上の法人として存するものである。このことに鑑み、日税連は税理士会会員が等しく権利を有し法令遵守等の義務を果たすために、所属する税理士会会員の当該会則や諸規則について、会則は標準として諸規則は準則として各々定めている。

今般の税理士法改正（政省令を含む）に伴

う税理士会会則（標準）や諸規則（準則）として整備された主なものは、以下のとおりである。

1. 法令等の改正への対応:税理士会会則（準則）の改正（平成26年10月臨時総会）
 - (1) 租税教育事業の実施に関する規定を会則の事業に追加
 - (2) 日税連会則に合わせ、非税理士との提携禁止、名義貸しの禁止、名称の使用制限に関する規定の新設・・・従前、綱紀規則にあったものが会則上の義務となった。
 - (3) 税理士証票の定期交換義務の明記…省令13条4項の新設により税理士証票の定期交換の義務が創設された。この定期交換の期間は、日税連会則等により10年とされていることに留意する必要がある。
 - (4) 税理士事務所の等の設置基準の明記
 - (5) 新規又は変更登録に関する指導・助言の権限の明記

登録事務は昭和36年それまでの国税庁から日税連に委譲されたものであり、日税連の固定の事務であった。今般の改正では、税理士会にも登録事務（税理士事務所設置の適正化を含む）について指導し助言する権限が付与された。

- (6) 研修受講の義務化
- (7) 税務支援の従事拒否の禁止を明記

上記(6)と(7)については、今回、税理士法改正（税理士法上の税理士の義務化）を指向したものの、改正されなかった。そこで、税理士会としては自主規範として会則上の義務の強化を図った。ただし、昨年秋の段階では、その具体的内容が確定しなかったことが要因となり、次に掲げる（2自律規範としての諸規則等の整備）作業が生ずることとなった

(8) その他会則ではないが綱紀規則において、所属税理士の業務執行について留意すべき内容が省令に準拠して定められている。

2. 自律規範としての諸規則（準則）等の整備（平成27年4月臨時総会）

- (1) 税理士会会費免除細則（準則）
- (2) 滞納会費徴収整理細則（準則）
- (3) 税理士会の会費を滞納する会員処分及び懲戒手続き等関する規則（準則）

税理士法改正における要望項目、すなわち「税理士会の会費等を長期にわたり滞納している者に対する懲戒処分」については、平成27年事業年度分からの滞納が対象となり「戒告処分」となることが財務省告示（平成27年財務省告示第35号）で決まった。なお、この処分に該当する事案としては、所属税理士会から会費滞納者が会員権の停止処分を受け、かつ、会費の滞納に係る裁判において敗訴が確定した後も正当な理由なく（分割納付手続等など会費を支払う手続等を取らないこと若しくは強制執行手続を経た場合等）、長期（5年以上）にわたり引き続き滞納している者ものが該当することとなると想定されている。

(4) 税務支援規則・細則（準則）

昨年の日税連臨時総会において「会員は、本会から税務支援の従事の要請があったときは、正当な理由なくこれを拒むことはできない。」との会則規定が創設されたが、税務支援規則（準則）（平成27年3月25日、日税連常務理事会決定）において、「本会は、会員が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該会員からの申請に基づき、一事業年度ごとにその従事義務を免除することができる。」と、従事義務の免除が明示された。免除の要件は、①負傷又は疾病に

より療養していること、②震災、風水害、火災その他これらに類する災害によること、③国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること、④出産、育児、介護その他これらに類する事由によること、である。

(5) 研修規則・研修細則・研修細則実施要領（準則）

税理士会が行う研修の受講義務化が会則で明記されたが、その取扱いについては今般準則が整備されたので、主な項目のみ紹介する。「研修の科目」は、①税理士法その他職業倫理に関するもの、租税法及び会計に関するもの、③公益的業務、情報処理、法律、経済、経営その他税理士の業務の改善進歩及び資質の向上に役立つと認められるものとなり、税理士は一事業年度に36時間以上受けなければならない、とされた。受講義務の免除については、税務支援従事免除項目に「税理士法第43条後段に規定する報酬のある公職に就いていること」が追加され5項目となっている。なお、平成30年度の受講時間等から個々の税理士の受講時間等が公表されることとなったが、それは連合会のホームページ（税理士情報検索サイト）に掲載されることになる。

